

6月29日より

## 自家用電気工作物 届出・申請の電子化が始まります

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊協会の業務にご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊協会では、お客さまから保安管理業務のお申込みをいただいた際には、電気事業法に基づき、経済産業省の監督官庁（中部近畿産業保安監督部）に対して、**書面にて**「外部委託承認申請」、「保安規程の届出」等を実施してまいりました。この届出・申請方法が6月29日より、経済産業省による**インターネットを利用した電子届出・申請（保安ネット）**に移行されます。移行後は、弊協会にて代行で電子届出・申請を実施させていただきます。

お客さまには何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 届出・申請の電子化に伴う変更点について

	変更前	変更後
届出・申請方法	書面による窓口届出・申請	インターネットを利用した電子届出・申請 (別途手続のためにご確認いただく書類がございます)
法人番号 <sup>注)</sup> のご提供	不要	必要 ※お申込み時にご記入いただけます
電力会社からの 受電可能日	届出・申請の受理後	届出・申請の受理後 承認を受けてから (届出・申請後 1 週間程度必要)

注) 法人番号のあるお客さまについては必須となります。  
法人番号とは、国税庁長官より通知される法人固有の番号(13桁)のことです。  
インターネットサイトでも検索することができます。

**受電予定日 1 か月以上前の  
早めのお申込みをお願いいたします。**

### 新設の手続の流れ

